

北海道でトレーラーボートが使用できる施設一覧

① ノールマリーナましけ

増毛郡増毛町中歌776
●定休日:火曜日 ●営業時間:4/1~10/30 平日8:00~17:00 土・日:6:00~18:00

●利用施設(設備) / スロープ ●利用可能隻数(1日) / 30隻程度受入可 ●利用料金 / スロープ上下架 / スロープ利用料金1,050円(税込) ●備考 / トレーラーボートのピジター利用は前日までに予約が必要です(TEL可)。出港手続き要(時間がかかる場合が有り)。クレーンも有りますが基本的には年会員用です。

施設管理者: 増毛町
ノールマリーナましけ内 TEL.0164-53-3939 FAX.0164-53-3737

② 小樽港マリーナ

小樽市築港5番7号
●定休日:水曜日 ●営業時間:夏期/平日8:00~18:00、日祝7:00~18:00 冬期9:00~17:00

●利用施設(設備) / クレーン(20トン) ●利用可能隻数(1日) / 25隻程度受入可 ●利用料金 / 1回の上下架料 / 実測全長19ft以下 6,930円、20ft~22ft 9,240円、23ft~24ft 11,550円(各税込) ※トレーラーボート会員割引有 ●備考 / 無料駐車場、休憩スペース、トイレ等の設備有り。気象情報、漁網敷設情報、レスキュー艇(有料)利用可。

施設管理者:株式会社 マリンウェブ小樽
(株)マリンウェブ小樽 事務所 TEL.0134-22-1311 FAX.0134-22-1337

③ 江差港マリーナ

桧山郡江差町字姥神町1-10
●定休日:4月~10月無休、11月~3月は月曜日、祝日の翌日 ●営業時間:9:00~17:00

●利用施設(設備) / スロープorリフター(15トン) ●利用可能隻数(1日) / 30隻程度受入可 ●利用料金(1日の上下架) / スロープ利用料金1,100円、リフター利用料金1,300円(町内者の場合) ●備考 / マリーナ利用についてはルール・マナー厳守のこと。平成16年4月に料金改定の予定有り。トレーラーの駐車場有り。

江差港マリーナ管理運営受託者(財)開陽丸青少年センター
TEL.01395-2-5522 FAX.01395-2-5505

④ 勇払マリーナ

苫小牧市字勇払376番地
●定休日:火・水曜日(7~8月は火曜日) ●営業時間:8:00~17:00(季節・曜日によって異なりますのでお問合せ下さい)

●利用施設(設備) / 自走式クレーン35トン ●利用可能隻数(1日) / 10隻程度受入可 ●利用料金 / 1日(艇の登録長6m以下の場合) / Aヤード使用料金 1,870円、クレーン料金1回(片道)1,000円(非課税) ●備考 / トレーラーボートのピジター利用を歓迎いたしますが上下架は自走式クレーンのみになります。

施設管理者: 苫小牧港管理組合
勇払マリーナ TEL.0144-56-4771 FAX.0144-34-5559

⑤ 室蘭港エンルムマリーナ

室蘭市絵鞆町4丁目2番地14
●定休日:木曜日 ●営業時間:夏期8:00~18:00 冬期9:00~17:00

●利用施設(設備) / クレーン ●利用可能隻数(1日) / 制限無し ●利用料金 / 1日の上下架料 / 20ftクラス 2,100円、25ftクラス 3,150円、30ftクラス 4,200円(各税込) ●備考 / ボートの上下架(クレーン)は、専属スタッフがを行います。一年中利用可能(冬期間は雪が少ないため)。当日申込みのみで予約受付はいたしません(連続利用可)。ボート本体とトレーラーとの間にベルトを通せることが条件。機橋利用も可(別料金)。

施設管理者:株式会社 エンルムマリーナ室蘭
TEL.0143-27-4188 FAX.0143-27-4173

⑥ 白鳥マリン

室蘭市築地町無番地(西1号埠頭)
●定休日:日・祝日(セルフの為上下架可能) ●営業時間:8:00~17:00

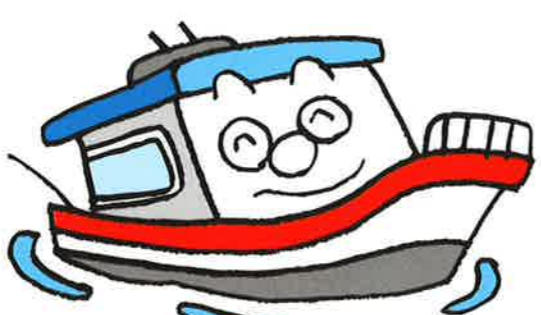
●利用施設(設備) / クレーン(ボート重量2.8トン迄可) ●利用可能隻数(1日) / 10隻程度受入可 ●利用料金 / 1ヶ月(セルフでの上下架) 20ft迄7,925円、21ft~25ft 10,500円(各税込) ●備考 / トレーラーボートのピジター利用は前日までに予約が必要です(TEL可)。

施設管理者:有限会社 白鳥マリン
TEL.0143-23-2121 FAX.0143-24-5477

●動力式ゴムボートの使用も可能です。
●岸壁からのクレーン付トラック(ボート等の上下架)も使用が可能です。

●この情報はマリン事業協会が収集(平成16年12月末現在)したものです。使用については各施設へ事前にお問合せ下さい。

※初浦、鬼鹿については、災害復旧のため当面使用できません。



**漁港使用にあたっては
漁業生産活動に支障のないよう、
マナーを守りましょう。**

漁港を使用する場合、別途手続きが必要になりますので、裏面をご参照下さい。

⑦ 一映マリーナ

函館市港町1-35-7
●定休日:日・祝日 ●営業時間:9:00~17:30

●利用施設(設備) / クレーン ●利用可能隻数(1日) / 制限なし ●利用料金(1回の上下架料) / 20ftクラスまで20,000円、21ft~25ft 24,000円(各税込) ●備考 / トレーラーボートのピジター利用は前日までに予約が必要です(TEL可)。トレーラーの駐車場有り。

施設管理者:株式会社 一映マリーナ企画
TEL.0138-45-3122 FAX.0138-43-2533

北海道漁港管理条例の規定により、プレジャーボートなどの漁船以外の船舟が漁港施設を使用する場合は、知事が告示により指定する施設(指定施設)及び維持運営計画で指示された施設(指示施設)を使用しなければなりません。なお、使用にあたっては許可を受けなければなりません。また、使用許可を受けずに漁港施設を使用した場合などの罰則の規定もありますので、ルールを守って漁港を使用しましょう。

Q 利用できる漁港は?

A 利用できる漁港は、漁港所在地の市役所、町村役場、支庁経済部水産課(室)(上川・空知支庁は経済部林務課)及び道庁水産林務部漁港漁村課で「利用できる漁港一覧」を配布するとともに、北海道のホームページに掲載します。

Q 許可申請手続きは?

A 許可申請書及び申請手続きのご案内は、漁港所在地の市役所、町村役場、支庁経済部水産課(室)(上川・空知支庁は経済部林務課)及び道庁水産林務部漁港漁村課に備え置きます。申請手続きの詳しい内容については、申請手続きのご案内をご覧ください。

漁船以外の船舟の
漁港使用に
関する **Q&A**



Q 申請場所・申請時期は?

A 申請場所は使用を希望する漁港の所在する市役所及び町村役場になります。申請時期は、漁港の使用を希望する日の属する月の前月の1日から15日までです。

Q 罰則はありますか?

A 北海道漁港管理条例に違反して漁船以外の船舟が許可を受けずに漁港施設を使用した場合等に対する罰則が設けられています。(許可違反:5万円以下の過料)

Q 使用料は?

A 使用料は、申請書に記載された使用期間及び船の長さによって算出した使用料を市町村の指定する方法により指定期日までに納入していただきます。なお、指定期日経過後も納入されない場合、許可の取消しを行うことがあるほか、新たな許可申請に対しては、許可されないことがあります。

※利用できる漁港や漁港施設の内容、許可隻数、使用可能期間及び申請手続きの詳細は、各漁港の所在する市町村、最寄りの支庁経済部水産課(室)及び道庁水産林務部漁港漁村課にお問い合わせください。なお、これらの情報は道庁のホームページ(<http://www.pref.hokkaido.jp/srinmu/sr-ggson/contents/gyoko/index.htm>)でもご覧いただけます。とともに、各支庁の許可状況は、沿海支庁経済部水産課(室)のホームページでもご覧いただけます。

漁港の所在する市町村一覧

- | | |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| ●浜頓別町 / [産業振興課] TEL. 01634-2-2345 | ●木古内町 / [産業課] TEL. 01392-2-3131 |
| ●稚内市 / [水産課] TEL. 0162-23-6161 | ●上磯町 / [産業経済課] TEL. 0138-73-3111 |
| ●豊富町 / [商工観光課] TEL. 0162-82-1001 | ●函館市 / [水産課] TEL. 0138-21-3111 |
| ●利尻町 / [産業振興課] TEL. 01638-4-2345 | ●南茅部町 / [水産林商課] TEL. 01372-2-5111 |
| ●遠別町 / [産業経済課] TEL. 01632-7-2111 | ●鹿部町 / [水産経済課] TEL. 01372-7-2111 |
| ●初山別村 / [産業課] TEL. 01646-7-2211 | ●八雲町 / [水産課] TEL. 01376-2-2111 |
| ●苫前町 / [農林水産課] TEL. 01646-4-2211 | ●長万部町 / [産業振興課] TEL. 01377-2-2000 |
| ●小平町 / [経済課] TEL. 0164-56-2111 | ●豊浦町 / [産業振興課] TEL. 0142-83-2121 |
| ●浜益村 / [産業課] TEL. 01337-9-2111 | ●虻田町 / [産業課] TEL. 0142-76-2121 |
| ●厚田村 / [産業振興課] TEL. 01337-8-2011 | ●伊達市 / [商工水産課] TEL. 0142-23-3331 |
| ●小樽市 / [水産課] TEL. 0134-32-4111 | ●登別市 / [農林水産課] TEL. 0143-85-2111 |
| ●余市町 / [水産課] TEL. 0135-23-2141 | ●門別町 / [産業課] TEL. 01456-2-5131 |
| ●古平町 / [産業振興課] TEL. 0135-42-2181 | ●新冠町 / [産業課] TEL. 01464-7-2111 |
| ●積丹町 / [水産課] TEL. 0135-44-2111 | ●静内町 / [農林水産課] TEL. 01464-3-2111 |
| ●神恵内村 / [産業課] TEL. 0135-76-5011 | ●三石町 / [水産商工課] TEL. 01463-3-2111 |
| ●泊村 / [産業課] TEL. 0135-75-2021 | ●様似町 / [農林水産課] TEL. 01463-6-2111 |
| ●岩内町 / [水産農林課] TEL. 0135-62-1011 | ●えりも町 / [水産課] TEL. 01466-2-2111 |
| ●寿都町 / [水産課] TEL. 0136-62-2511 | ●豊頃町 / [産業課] TEL. 01557-4-2211 |
| ●島牧村 / [水産課] TEL. 0136-75-6211 | ●釧路市 / [水産課] TEL. 0154-22-0191 |
| ●瀬棚町 / [農林水産課] TEL. 01378-7-3311 | ●根室市 / [港湾課] TEL. 01532-3-6111 |
| ●北松山町 / [産業振興課] TEL. 01378-4-5111 | ●標津町 / [水産課] TEL. 01538-2-2131 |
| ●大成町 / [産業課] TEL. 01398-4-5511 | ●羅臼町 / [水産・観光振興課] TEL. 01538-7-2111 |
| ●熊石町 / [産業課] TEL. 01398-2-3111 | ●斜里町 / [水産林務課] TEL. 01522-3-3131 |
| ●乙部町 / [水産課] TEL. 01396-2-2311 | ●網走市 / [水産漁港課] TEL. 0152-44-6111 |
| ●江差町 / [農林水産課] TEL. 01395-2-1020 | ●常呂町 / [産業課] TEL. 0152-54-2111 |
| ●上ノ国町 / [水産商工観光課] TEL. 01395-5-2311 | ●佐呂間町 / [経済課] TEL. 01587-2-1211 |
| ●奥尻町 / [水産農林課] TEL. 01397-2-3111 | ●湧別町 / [産業課] TEL. 01586-5-2211 |
| ●松前町 / [水産農林課] TEL. 01394-2-2275 | ●興部町 / [産業振興課] TEL. 01588-2-2131 |
| ●福島町 / [産業課] TEL. 01394-7-3001 | ●雄武町 / [産業振興課] TEL. 01588-4-2121 |
| ●知内町 / [水産商工課] TEL. 01392-5-6161 | |

北海道 トレーラーボート スロープマップ

**HOKKAIDO
TRAILER BOAT
SLOPE MAP
2005**

